

輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの見直し方針（概要）

対象範囲

輸出入及び港湾・空港手続とこれに基づく申請項目については、関係府省に共通なものも存在することから、各府省の申請手続を申請者となるそれぞれの主体毎の視点から府省横断的に捉えなければならないワンストップサービス・シングルウィンドウ化（注）の考え方を通じて、府省横断的な業務・システムについて、見直しを行うものとする。

このため、輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの最適化計画の策定については、以下に掲げるシステムのうち、費用対効果が期待できる範囲内のできる限り多くのワンストップサービス・シングルウィンドウ化を行う業務・システム部分を対象とする。また、輸出入及び港湾・空港手続関係業務のうち、今後ワンストップサービス・シングルウィンドウ化を行うために構築するシステムに係る業務・システムについても対象とする。

通関情報処理システム（NACCS）

動物検疫検査手続電算処理システム（ANIPAS）

輸入植物検査手続電算処理システム（PQ-NETWORK）

輸入食品監視支援システム（FAINS）

貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）

港湾 EDI システム

乗員上陸許可支援システム

- （注）・ワンストップサービス：複数の手続を 1 つの窓口（システム）から行うことを可能とするもの。これにより、システム毎に端末やアプリケーションを切り替えることなく利用可能となる。
- ・シングルウィンドウ：複数の手続を 1 回の入力・送信で行うことを可能とするもの。これにより、共通入力項目の重複入力を排除することが可能となる。

最適化の基本理念

5 つのコンセプトに基づき、最適化計画を策定する

コンセプト 1：国際標準への準拠

- FAL 条約の締結
- 関係法令等（港湾法、関税法等）の改正
- 国際標準 EDI への対応

コンセプト 2：申請者の視点での検討

- 申請者の視点に立ったシングルウィンドウ化

コンセプト 3：業務・システム双方の見直し

- FAL 条約の締結にとどまらない行政手続の徹底した見直し
- 行政運営面での効率化・迅速化

コンセプト 4：主な行政手続の原則電子化（電子的に行える行政手続の拡大）

コンセプト 5：セキュリティ、セーフティとの両立

最適化を実施することにより、他の施策と協働して船舶の入港から貨物がコンテナヤードを出ることが可能となるまでに必要な時間の短縮等を図るものとする。また、これらの時間短縮等により、官民トータルの物流コストの低減化を図る。

見直し方針

輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの最適化に当たっては、業務を徹底的に見直し、手続の簡素化、関係府省共通様式化を行った上で、システムの構築を行うこと等により、官民トータルの物流コストの低減化を図るものとする。また、web上に存在する関係府省の申請窓口やホームページへのリンクを一括して提供するサイトの設置や、ワンストップサービスの推進による申請窓口の一本化等システム面の改善検討を行い、利用者の利便性の向上を図るものとする。

1. 港湾手続関係

- ・ 外国貿易船等の入出港届等の FAL 条約対象手続について、関係府省共通の FAL 様式を採用する。また、これ以外の手続についても項目の大幅な簡素化、共通様式化を図る。
- ・ FAL 条約の対象手続とそれ以外の手続のいずれについても、システム及び書類双方で行えるようにシステムの変更を行う等の措置を講じる。
- ・ 操作方法の改善など、システム自体の見直しを進め、より一層利用しやすい効率的なシステム構築を目指す。

2. 空港手続関係

- ・ 外国貿易機等の入出港等に関し、税関、入国管理局及び検疫所に対して提出する申請書に係る手続について、可能な限り ICAO（国際民間航空機関）様式に準拠した上でシングルウィンドウ化を図る。
- ・ シングルウィンドウ化にあたっては、既存の電子手続システムを活用・発展させる方向で検討し、関係システムの更改の時期に合わせて、その早期の実現を図る。

3. 輸出入手続関係

- ・ 改善が可能なものについては直ちに改善を図るという観点から、可及的速やかに関係府省システムと企業内システムとの接続を可能にする等の変更を行い、これを適切に運用する。
- ・ ワンストップサービス・シングルウィンドウの更なる改善を図るために、各システム自体の見直しを進め、より一層利用しやすい効率的なシステム構築を目指す。
- ・ 輸出関係手続については、システム化されていない手続もあることから、システム化に早急に着手する。

4. その他

(1) 国際物流関係業務の電子化（紙から電子への転換の促進）

- ・ 主な輸出入及び港湾・空港手続については、原則的にすべて電子的に行うことができるようにする。
- ・ 行政システムと各企業の社内システム、民間ネットワークシステムとのシステム間の接続等を推進する。

(2) 行政システムの改善

- ・ 各省庁及び港湾管理者への同種手続及び情報の反復申請を回避し、また類似申請の入力軽減のため、各種申請情報の基礎情報項目を NACCS の船舶基本情報及び船舶運航情報に統合し申請情報のデータベース化を図る。

(3) コストの削減等

- ・ できる限り透明性が高く、競争原理が働く調達方法を採用するとともに、徹底した業務改革を行うことにより、業務運営の合理化を行い、個別府省業務・システムの最適化と合わせて、府省横断的な視点から全体コストの削減を図る。